久喜市議会
平成２５年２月定例会
議員提出議案

議　案　目　録

議員提出第１号　久喜市議会委員会条例の一部を改正する条例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

議員提出第２号　久喜市議会会議規則の一部を改正する規則　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

議員提出第３号　久喜市議会政務活動費の交付に関する条例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

議員提出第４号　久喜市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例　・・・・・・・・・・・１１

議員提出第５号　久喜市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例　・・・・・・・・・・・１２

議員提出第１号

久喜市議会委員会条例の一部を改正する条例

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第１４条の規定により提出します。

平成２５年２月１２日

提出者　久喜市議会議員
石　川　忠　義
山　田　達　雄
足　立　　清
木　村　奉　憲

久喜市議会議長　　上　條　哲　弘　　様

久喜市議会委員会条例の一部を改正する条例

久喜市議会委員会条例（平成２２年久喜市条例第２２４号）の一部を次のように改正する。

第２条を同条第２項とし、同条に第１項として次の１項を加える。

議員は、少なくとも１の常任委員となるものとする。

第６条に次の１項を加える。

３　特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第８条中第３項を第４項とし、第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２　議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、この案を提出するものであります。

議員提出第２号

久喜市議会会議規則の一部を改正する規則

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第１４条の規定により提出します。

平成２５年２月１２日

提出者　久喜市議会議員
足　立　　清
盛　永　圭　子
富　澤　孝　至
木　村　奉　憲

久喜市議会議長　　上　條　哲　弘　　様

久喜市議会会議規則の一部を改正する規則

久喜市議会会議規則（平成２２年久喜市議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第１章　会議
第１節　総則（第１条―第１３条）
第２節　議案及び動議（第１４条―第１９条）
第３節　議事日程（第２０条―第２４条）
第４節　選挙（第２５条―第３３条）
第５節　議事（第３４条―第４７条）
第６節　秘密会（第４８条･第４９条）
第７節　発言（第５０条―第６６条）
第８節　表決（第６７条―第７７条）
第９節　公聴会、参考人（第７８条―第８４条）
第１０節　会議録（第８５条―第８９条）
第２章　委員会
第１節　総則（第９０条―第９４条）
第２節　審査（第９５条―第１１１条）

第３節　秘密会（第１１２条･第１１３条）
第４節　発言（第１１４条―第１２５条）
第５節　委員長及び副委員長の互選（第１２６条･第１２７条）
第６節　表決（第１２８条―第１３８条）
第３章　請願（第１３９条―第１４５条）
第４章　辞職及び資格の決定（第１４６条―第１５０条）
第５章　規律（第１５１条―第１５９条）
第６章　懲罰（第１６０条―第１６５条）
第７章　協議又は調整を行うための場（第１６６条）
第８章　議員の派遣（第１６７条）
第９章　補則（第１６８条）
附則
第３７条第１項中「第１３４条」を「第１４１条」に改める。
第９章中第１６１条を第１６８条とする。
第８章中第１６０条を第１６７条とする。
第７章中第１５９条を第１６６条とする。
第６章中第１５８条を第１６５条とし、第１５４条から第１５７条までを７条ずつ繰り下げる。
第１５３条第２項中「第１０６条第２項」を「第１１３条第２項」に改め、第６章中同条を第１６０条とする。
第５章中第１５２条を第１５９条とし、第１４４条から第１５１条までを７条ずつ繰り下げる。
第４章中第１４３条を第１５０条とし、第１３９条から第１４２条までを７条ずつ繰り下げる。
第３章中第１３８条を第１４５条とし、第１３２条から第１３７条までを７条ずつ繰り下げる。
第２章第６節中第１３１条を第１３８条とし、第１２１条から第１３０条までを７条ずつ繰り下げる。
第２章第５節中第１２０条を第１２７条とし、第１１９条を第１２６条とする。
第２章第４節中第１１８条を第１２５条とし、第１１５条から第１１７条までを７条ずつ繰り下げ、同節第１１４条の２を第１２１条の２とし、同節中第１１４条を第１２１条とし、第１０７条から第１１３条までを７条ずつ繰り下げる。
第２章第３節中第１０６条を第１１３条とし、第１０５条を第１１２条とする。
第２章第２節中第１０４条を第１１１条とし、第８８条から第１０３条までを７条ずつ繰り下げる。
第２章第１節中第８７条を第９４条とし、第８３条から第８６条までを７条ずつ繰り下げる。
第１章第９節中第８２条を第８９条とし、第７８条から第８１条までを７条ずつ繰り

下げ、同節を同章第１０節とし、第８節の次に次の１節を加える。

第９節　公聴会、参考人

（公聴会開催の手続）

第７８条　会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

（意見を述べようとする者の申出）

第７９条　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

（公述人の決定）

第８０条　公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長からその旨を通知する。

２　あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

（公述人の発言）

第８１条　公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

２　公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

３　公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は発言を制止し、又は退席させることができる。

（議員と公述人の質疑）

第８２条　議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

２　公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

（代理人又は文書による意見の陳述）

第８３条　公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

（参考人）

第８４条　会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

２　参考人については、第８１条、第８２条及び第８３条の規定を準用する。

別表中「（第１５９条関係）」を「（第１６６条関係）」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、この案を提出するものであります。

議員提出第３号

久喜市議会政務活動費の交付に関する条例

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第１４条の規定により提出します。

平成２５年２月１２日

提出者　久喜市議会議員
木　村　奉　憲
鈴　木　松　蔵
石　川　忠　義
岡　崎　克　巳

久喜市議会議長　　上　條　哲　弘　　様

久喜市議会政務活動費の交付に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１００条第１４項から第１６項までの規定に基づき、久喜市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（交付対象）

第２条　政務活動費は、久喜市議会における会派（所属議員が１人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して交付する。

（交付額及び交付の方法）

第３条　会派に対する政務活動費は、各月１日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に月額３万円を乗じて得た額とする。

２　政務活動費は四半期ごとに交付するものとし、４月、７月、１０月及び１月（以下これらの月を「交付月」という。）に、当該四半期に属する月数分を交付する。ただし、四半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

３　１四半期の途中において新たに結成された会派に対しては、当該会派が結成された日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たるときは、当月分）から政務活動費を交付する。

４　基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は第１項の所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

５　政務活動費を交付する日（以下「交付日」という。）は、交付月の２１日とする。ただし、当該交付日が国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日とする。

（所属議員数の異動に伴う調整）

第４条　政務活動費の交付を受けた会派が、１四半期の途中にその所属する議員の数に異動が生じた場合において、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、当該会派に当該下回る額を追加して交付し、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を上回るときは、当該会派は当該上回る額を返還しなければならない。

２　前項の規定による交付又は返還は、所属議員の数に異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までにしなければならない。

３　政務活動費の交付を受けた会派が、１四半期の途中において解散したときは、会派は解散の日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たるときは、当月分）以後の政務活動費を返還しなければならない。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第５条　政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

２　政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

（経理責任者）

第６条　会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

（収支報告書の提出）

第７条　政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費の収入及び支出に係る政務活動費収支報告書（別記様式）を作成し、議長に提出しなければならない。

２　前項の収支報告書を提出する期限は、次のとおりとする。

第１四半期　７月３１日まで

第２四半期　１０月３１日まで

第３四半期　翌年１月３１日まで

第４四半期　４月３０日まで

３　政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者は、解散の日から１４日以内に第１項の収支報告書を提出しなければならない。

（収支報告書の添付資料）

第８条　政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、前条の規定により収支報告書を提出する場合においては、当該政務活動費に係るすべての支出について、支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書その他の支出を証すべき書面の写し（領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難い事情があったときは、その旨並びに支出の金額、年月日及び目的を記載した書面）を添付しなければならない。

（政務活動費の返還）

第９条　政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において第５条に定める経費の範囲に基づいて支出した政務活動費の額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

２　市長は、議長から送付を受けた収支報告書等の写しの内容を審査し、交付した政務活動費に残余があると認めるときは、当該会派に対しその返還を命ずることができる。

（収支報告書の保存）

第１０条　議長は、第７条及び第８条の規定により提出された収支報告書及び領収書等を、報告期限の日から起算して５年を経過する日まで保存しなければならない。

（議長の調査）

第１１条　議長は、政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努めるため、第７条の規定により収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとする。

（委任）

第１２条　この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成２４年法律第７２号）附則第１条ただし書に規定する日から施行する。

（久喜市議会政務調査費の交付に関する条例の廃止）

２　久喜市議会政務調査費の交付に関する条例（平成２２年久喜市条例第８号）は、廃止する。

（経過措置）

３　この条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前に前項の規定による廃止前の久喜市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

別表（第５条関係）

項　目	内　　容
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派が要請、陳情活動を行うために必要な経費
会議費	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費

別記様式（第７条関係）

年　　月　　日

久喜市議会議長　　あて

会　派　名
経理責任者　　㊞

政務活動費収支報告書

久喜市議会政務活動費の交付に関する条例第７条第１項の規定により、次のとおり報告します。

１　収　　入

月交付額　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円
前回までの支出残額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

２　支　　出

（単位　円）

科　　目	金　　額	備　　考
調査研究費		
研　修　費		
広　報　費		
広　聴　費		
要請・陳情活動費		
会　議　費		
資料作成費		
資料購入費		
合　　計		

３　収支差引残額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

提案理由

　地方自治法の一部改正に伴い、この案を提出するものであります。

議員提出第４号

久喜市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第１４条の規定により提出します。

平成２５年２月１２日

提出者　久喜市議会議員
石　川　忠　義
新　井　勝　行
内　田　　正
猪　股　和　雄
富　澤　孝　至
春　山　千　明
園　部　茂　雄

久喜市議会議長　　上　條　哲　弘　　様

久喜市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

久喜市議会議員の定数を定める条例（平成２２年久喜市条例第６号）の一部を次のように改正する。

「３４人」を「２８人」に改める。

附　則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

提案理由

久喜市議会議員の定数について検討を行った結果、２８人が妥当であるとの結論に達しこの案を提案する。

議員提出第５号

久喜市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第１４条の規定により提出します。

平成２５年２月１２日

提出者　久喜市議会議員
山　田　達　雄
盛　永　圭　子
鈴　木　松　蔵
梅　田　修　一
足　立　　清

久喜市議会議長　　上　條　哲　弘　　様

久喜市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

久喜市議会議員の定数を定める条例（平成２２年久喜市条例第６号）の一部を次のように改正する。

「３４人」を「３０人」に改める。

附　則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

提案理由

合併前の久喜市・菖蒲町・栗橋町・鷲宮町合併協議会で確認された調整方針を受け、本市の現状等を総合的に判断し、議員定数を３４人から３０人に改めるため、この案を提出するものであります。